

仕 様 書

- 1 業務件名
宮崎県管理道路に係る道路賠償責任保険契約
- 2 契約期間
令和8年5月10日から令和9年5月10日まで
- 3 対象道路
宮崎県管理道路 総延長：2,912.0km
- 4 担保条件
 - ・身体賠償 1名につき 5,000万円
1事故につき 5億円
 - ・財物賠償 1事故につき 1,500万円
 - ・免責事項 なし
- 5 過去10年間の事故件数及び賠償金額 別紙のとおり
- 6 秘密の保持
本契約に関して宮崎県が開示した情報及び契約履行過程で生じた情報等を、本契約の目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。
- 7 個人情報の保護
本契約に関する個人情報を取り扱うに当たって、別記1個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。
- 8 情報セキュリティ対策
本契約を処理するためネットワーク、情報システム及び情報資産を取り扱うに当たって、別記2情報セキュリティ関連業務特記事項を遵守しなければならない。

事故の内容	令和7年度		令和6年度		令和5年度		令和4年度		令和3年度	
	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額
穴ぼこ	4	157,721	7	370,950	4	240,161	7	296,965	6	104,023
段差	2	2,828,477	1	30,000			2	212,160		
蓋不全	4	1,103,285	1	296,800			2	142,014		
スリップ					2	503,140				
道路崩壊										
落石・崩土・倒木	14	3,156,110	12	11,274,146	19	5,242,264	11	2,823,604	16	3,386,414
路上障害物	1	779,598	2	150,225						
工事不全・ 道路施設不全							2	1,778,516	1	35,453
安全施設不全										
脱橋										
親柱衝突										
その他	4	146,533	1	131,800			1	31,830		
合計	29	8,171,724	24	12,253,921	25	5,985,565	25	5,285,089	23	3,525,890
*人身	2		1		0		1		0	

注1 年度内の賠償件数と~~4~~年度内の賠償件数と年度内事故発生件数は必ずしも一致しない。

注2 賠償年度は、和解契約賠償年度は、和解契約締結日で分類している。

事故の内容	令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度		平成28年度	
	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額
穴ぼこ	2	1,210,268	4	491,235			1	31,253	2	154,346
段差	1	97,367	1	32,400						
蓋不全	4	1,911,410	3	394,643	3	241,022	2	1,518,810	1	19,494
スリップ										
道路崩壊			1	86,350						
落石・崩土・倒木	19	4,288,886	17	8,820,170	13	2,803,392	13	6,211,030	10	1,535,377
路上障害物			1	10,368						
工事不全・ 道路施設不全			1	332,347						
安全施設不全										
脱橋										
親柱衝突										
その他			1	11,987,761					1	2,405,066
合計	26	7,507,931	29	22,155,274	16	3,044,414	16	7,761,093	14	4,114,283
*人身	5		4		1		1		1	

注1

年度内の賠償件数と年度内事故発生件数は必ずしも一致しない。

注2

賠償年度は、和解契約締結日で分類している。

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、保険業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、保険業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、保険業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、保険業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第5 乙は、保険業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、保険業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

(従事者への周知)

第8 乙は、保険業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(実地調査等)

第9 甲は、必要があると認めるときは、乙が処理する保険業務に係る個人情報の取扱状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(事故報告)

第10 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

※ (注) 「甲」は宮崎県、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第 1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の処理に当たっては、乙が受託者として守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

(情報資産の取扱い)

第 2 乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を外部へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第 3 乙は、情報資産が記録された記録媒体を外部へ持ち出す場合には、盗難、紛失、不正コピー等の防止対策を厳重に行わなければならない。

第 4 乙は、情報資産が記録された記録媒体を廃棄する場合には、情報を復元できないよう物理的破壊を行った上、甲の承認を受けなければならない。

(機器等の取扱い)

第 5 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用され、又は情報を閲覧されることのないよう厳重に管理しなければならない。

(コンピュータウイルス対策)

第 6 乙は、外部から記録媒体によりファイルを取り入れる場合は、必ずウイルスチェックを行わなければならない。

(従事者への周知)

第 7 乙は、この契約による業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、情報セキュリティ対策に関し、必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第 8 乙は、情報資産が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第 9 乙は、ネットワーク又は情報システムの異常や障害を発見した場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(実地調査等)

第 10 甲は、必要があると認める時は、保険業務の実施状況、その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(法令遵守)

第 11 乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次に掲げる法律を遵守し、これに従わなければならない。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）
- (2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

※（注）「甲」は宮崎県、「乙」は受託者をいう。